

小作爭議調查表

（月報番號第 九八號）

（昭和十年七月分）

場 所	高野郡被田村大字草場	
	地主	高野村
關係人員	小作人 五反田芳太郎	
地 主 關 係 團 體	小作人	日農會三所聯合會
	關係地	田 五反九畝
種 類 面 積	田 五反九畝	
發 生 地 點	昭和十年五月十三日	
備 考	昭和十年七月九日	
原 因	小作人は前地主の本學争田を譲り受け、自ら耕作し、その地を所有する。地主は、小作人が耕作する土地を所有し、その地を所有する。地主は、小作人が耕作する土地を所有し、その地を所有する。	
事 項 求	土地返還を小作人に要求	
經 過	地主は小作人を調停し、土地を返還する。七月九日、地主は小作人に土地を返還する。地主は、小作人が耕作する土地を所有し、その地を所有する。	

財團 協調會 福岡出張所

備 考	結 果
	一、調停料として地主金百五十圓を控償し、小作人は土地返還すること。